

【報告】

シンポジウム報告「司書養成の現状と課題： 図書館を取り巻く社会の変化をふまえて」

第53回大学図書館研究会全国大会シンポジウム「司書」養成の現在地」報告

日向 良和*

抄 録

2022年9月19日にオンラインにておこなわれた第53回大学図書館研究会シンポジウム「司書」養成の現在地」において、日本の司書養成課程の現状と課題を主に筆者が勤務する都留文科大学における2012年以降の事例を中心に報告した。2012年に現行の司書養成課程がはじまり図書館情報技術論などの必修科目の入れ替えがおこなわれたが、都留文科大学においてはコース加入者が減少しつつある。司書養成課程の全体的な課題として、インターネット社会、インクルージョン社会における図書館の役割の見直しがおこなわれている中で、司書課程のカリキュラム内容や科目の見直しが急務であり、私案としてカリキュラムの方向性について提案した。

キーワード: 都留文科大学、司書養成課程、図書館、カリキュラム改訂、インターネット社会

1 司書資格課程の現状（都留文科大学を例に）

現行の司書資格課程は平成22年度に文部科学省令が施行され、移行期間を経て都留文科大学では2012年度（平成24年度）以降の入学生、編入生から現行の課程が始まった。それから10年が経過している。旧カリキュラムから新カリキュラムへの大きな変更点は、資格取得に必要な単位数の増加（20単位から24単位）、必修1科目の単位数を2単位基準とし学習内容を充実（児童サービス論、図書館制度経営論）、情報検索演習とレファレンスサービス演習を合わせて情報サービス演習（図書館での情報検索サービス、ネットワーク情報資源を使うサービスの増に対応）、図書館情報技術論の必修化、科目体系を表す区分の導入と基礎科目を概論としての整理、専門資料論

の必修科目からの削除、などが主な柱となっている¹⁾。特に注目すべきなのは選択必修科目で、1単位だった情報機器論の必修化、情報検索演習とレファレンスサービス演習を合わせて情報サービス演習とに再編、専門資料論の選択化と考えている。これら科目再編を分析すると2000年からのインターネット社会の到来により、ネットワーク情報資源を利用した図書館サービスが重要になってきたこと、図書館内にインターネットに接続されたパソコンが設置され、ほぼ全ての図書館で図書館システムが導入され、その更新などの作業が全国の図書館でおこなわれるようになり、それらの業務に対応するために、情報サービス演習の再編や図書館情報技術論という科目が必修化されている。一方で公共図書館では比較的利用が少ない学術資料や貴重資料について学ぶ専門資料論の選

* ひなた よしかず（都留文科大学） 〒402-8555 山梨県都留市田原3-8-1 2023年4月29日受付

択化は、司書のあり方が情報資源管理の専門家という所に専門性を見出していた時代から、利用者の情報ニーズを満たすサービス技術に移行したとも考えることができる。また情報サービス演習の設置は、旧課程のように情報検索、レファレンスサービスが別なサービスとして捉えるのではなく、利用者の情報ニーズに応えるためにある時は情報検索をおこない、ある時は事典等を参照するなど、レファレンスサービスをおこなうための重要な手段の一つとして情報検索を位置付けたことは、2006年にこれからの図書館の在り方検討協力者会議が出した報告「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして（報告）」にて提案されているレファレンスサービスの高度化に司書が対応するための科目再編と考えることができる。

この新しい司書課程で2012年度から10年間都留文科大学の司書課程を動かしてきたが、100名程度毎年希望者がいた司書課程受講生は2015年頃から減りはじめ、現在は60名～70名程度で推移している。司書課程履修者が減ることは司書課程かコースの維持に影響がある。推測される要因としては、2015年頃より人手不足を背景として労働市場が活性化しており、学生の雇用が改善した結果、資格取得のモチベーションが下がったことが考えられる。これらの学生は就職に有利な資格を求めている層と考えられ、司書資格取得後に司書になる以外のキャリアを示すことが必要かと思われる。また、官製ワーキングプアの問題が指摘される中、図書館で働く非正規雇用職員の問題が報道などで明らかになったことも司書資格取得を目指す学生に影響を与えた可能性がある。一方で一定数の履修学生は確保できているが、履修者からは学部学科の必修科目と時間割が競合し、夜の時間での講義や集中講義の多さなどで、就職活動や公務員のセミナーなどとの両立の難しさといった意見が寄せられている。

2 司書課程運営上の課題

現在、都留文科大学の司書課程は専任教員1名、非常勤講師4名にて運営されている。司書課程運営上の課題の一つ目は教員の確保である。専任教員が1名のため、サバティカルなどを取得することが困難である。また役職などにもついているため司書課程の運営にさける時間が限られている。非常勤講師の確保も問題である。都留文科大学は山梨県東部にあり、比較的都内に近いが通勤には2時間程度かかる。1コマあたりの報酬、非常勤講師の月の報酬額の安さを考えると願っているに心苦しいところがある。また児童サービスや情報資源組織演習などの科目を担当できる教員が少なくなっており、退職時に後任者を探すのが困難である。

次に、教務上の困難である。学生からの意見として紹介した中にもあるが、都留文科大学では司書課程の単位は一部のみ卒業単位として利用できるが、基本的には卒業に関係ない単位という位置付けである。そうなる時間割の主要な部分（2限～4限）は学科の専門科目やゼミ、教職などの科目で占められ、司書科目の多くは5限、6限といった夜間の開講となっている。この時間は学生のアルバイトなどの時間と重なったり、就職のセミナーや就職活動の時間と重なることが多く、講義の欠席につながることもよくある。

また以前からの問題ではあるが教職を司書課程と同時に取る学生も多く、教育実習時には1カ月程度講義を休むことがあり、代替課題の準備など教員の負担も多い。都留文科大学では時間割編成が困難となっており、令和6年度より科目の削減をおこなっている。司書課程は法令で履修科目や単位が決まっているので大きな影響は受けないが、今後開講時間に改善がみられる可能性がある。

次に他の科目に比べ集中講義科目が多いのも特徴である。集中講義は現職の方を教員として講義をお願いしやすい利点の一方、履修学生にとっては長期休暇中に期間が取られること、1日でも欠

席すると単位取得が困難になること、インターシップなどの就職活動と重なることがあることなどデメリットも多い。オンライン講義が中心となった2020年、2021年の講義では動画による講義や、オンラインミーティングでの講義など新しい講義の形が提唱されており、今後時間割の問題や地方部での教員不足、集中講義の課題などをある程度解決できるのではないかと期待している。

今後の司書課程を含めた資格科目コース開講上の問題として、全国の大学で進められている「単位実質化」により、学生が1年間に履修登録できる単位数が大きく減少されている点である。都留文科大学では令和6年度入学生から、司書課程コースに加入が認められる2年生以後の履修登録上限を64単位から48単位まで大きく減らす方向である。これまで、卒業のための単位を取り、教職のための単位を取り、さらに司書課程の単位まで取得することが可能であったが、履修上限が厳しくなる理由で同時の履修や、卒業に関係ない単位の履修が困難になることが予想される。単位実質化の動きは、学修時間の確保が目的であり、これまでの履修上限（64単位）で学生の学修時間は取れないのではという前提で制限をおこなうことが制度の趣旨であるが、学生がよい加減な受講態度だったとも思えず、課題レポートなどもかなりクオリティが高いため、単純な学修時間の積み上げのために履修登録制限をかけることには疑問がある。しかし全国的に大学ではおこなわれていることであり、今後新しい司書課程の単位数などを検討する際、特に資格取得必要単位数を増やす場合には慎重な議論が望まれる。以上が主に都留文科大学の現状と課題の報告である。

3 公共図書館の役割の変化

シンポジウム報告の依頼を受けた際、筆者の司書課程のこれからに関して、公共図書館の役割の変化に対して、司書養成課程の再検討をそろそろ

開始する必要性とその方向性を非力ながら示せば考えた。ここから主に筆者のこれまでの研究や2015年以後に開館した図書館の姿などから、公共図書館の役割の変化を指摘したい。なお、シンポジウムは主に大学図書館職員が参加しているが、公共図書館の役割の変化については、大学図書館の方が同じ方向性で先行していると思われるので共通する点が多いと考えている。

まず2012年の司書科目改定時と同様の認識で、当時よりもより社会がインターネットとその情報に依存しているという社会認識である。「令和4年度情報通信白書」の概要の中で総務省は、2021年のスマートフォン世帯保有率として88.6%と報告している。これはほとんどの世帯でスマートフォンを所有しており、持ち運びできる特性から、何か知りたいこと、調べたいことがあるとすぐに検索できる状況にあることがうかがえる。また同概要では2020年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、「テレワーク、オンライン学習、オンライン診療などの非接触、非対面での生活様式を可能とするICTの利活用が一層進展²⁾」と報告しており、現代社会において、インターネットからの情報が社会の情報利用の中心になっていると考えられる。そのような社会変化のなかで、図書館の情報サービス機関としての位置付けは相対的に低下したと思われる。それは日常的な図書館の利用形態が来館利用であり、提供される図書は本文や内容での検索が困難であり、日常的な検索はインターネットでおこなわれるようになったからである。これらの状況の中で各地の公共図書館が電子書籍をオンラインで貸し出す（ファイルを開くことができる期間を限定した電子書籍データの提供）機能の提供が広がっており、非来館のサービスが注目されている。

次に、筆者が2017年に報告した「生涯学習施設としての公共図書館：「体験」は図書館サービスなのか³⁾」において、東京都武蔵野市の武蔵野プレイスで図書館は、地域活動の支援やティーンズのような活動の場という武蔵野プレイス全体の

目的を果たすための一機能であった。施設全体の目的は図書館ではなく、さまざまな活動の場であり、図書館はそれらの活動を情報提供で支援する機能となっていると指摘した。同様に塩尻市えんぱーくや、富山市立図書館キラリなどの図書館について武蔵野プレイスと同様に、施設内での活動が図書館でこれまでおこなわれていた読書や調査活動から、文化的体験活動に変化し、図書館はその活動への情報提供機能としてある。このような施設は従来の「公共図書館」概念で規定することが難しいと考えたため、新しい生涯学習施設として規定した。この概念については、北欧の図書館の見学や、ゲームなどの収集と提供を提案する中で強くなっていった。2015年以後に開館した公共図書館で注目されている図書館では、体験のためのラーニングコモンスのような部屋やエリア、本やインターネットの情報を得て思いついたデザインなどを試作したり、音楽や動画などのコンテンツを編集して発信するための機器が備えつけられたメイカースペースなどを設置する図書館が増えている。これらの動きは大学図書館で同様の動きが先行している。これらの新しく開館する図書館では、図書館とともに地域住民に情報を提供してきた博物館が同じ建物内で、情報提供するような複合館の開館も特徴的である。博物館や文書館との連携はMLA連携ともよばれ、地域住民に対して情報を提供することで、学習や活動を支援するという目的を共有し、インターネット上や建物内でそれぞれが持つ情報を統合して利用者に提供する試みが始まっている。今後図書館のインターネットでの情報発信の進展と合わせて、MLA連携による地域のコンテンツの編集と発信が進む必要があると考える。

最後に公共図書館のサービスの変化について触れる。ノーマライゼーションによるインクルージョン社会の実現のため、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、2019年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリア

フリー法）がそれぞれ施行され、図書館の利用にさまざまな障害のある利用者に対して障害を排除したり回避するサービスの構築が求められている。従来の障害者サービスに加え、育児中の保護者、高齢者、何らかの原因で図書館への来館が難しい利用者、外国語が母語の利用者などに対して、さまざまな情報提供のチャンネルや方法を組み合わせ、多様なコンテンツを提供することや読書環境の整備が求められている。現行では図書館サービス概論の一部でこれらのサービスについて触れられているが、その重要性や利用者の多様性に比して司書課程で触れる内容は薄いと言わざるを得ない。さらに、少子高齢化の中で児童サービスの対象となる未就学児童が減り、一方でヤングアダルトサービスや10代への読書推進活動、高齢者サービスなどライフステージに対応したサービスの中で児童サービスの位置づけは他のライフステージのサービスと同等程度になっている。公共図書館における児童サービスが長い実践の歴史をもち、将来的な利用者を育てる役割もある重要なサービスの一つに変わりはないが現在の独立した2単位科目が必修の在り方については再検討すべきであろう。図書館利用に障害のある利用者へのサービスの今後の重要性や利用者の多様性などサービス実施の困難さなどを考えると、図書館利用に障害のある利用者へのサービスについては司書課程の中で言及する量を増やすことが望ましいと考えるが、専門の研究者が少ない中で児童サービス論のような独立科目とした場合担当する教員の確保が課題となる。また図書館利用に障害のある利用者へのサービスは、今後大学図書館においても学生への合理的配慮として重要なサービスである。大学図書館界は障害者サービスとして一日の長である公共図書館でのさまざまな取り組みについて情報を収集する必要がある。

本章では公共図書館の役割の変化やサービスの変化について提示した。公共図書館の役割として地域活動の場やMLAが連携して住民の情報ニーズに応える役割、インターネットを通じた非来館

サービスの充実などである。またインクルージョン社会実現のために図書館利用にさまざまな障害のある利用者へのサービスが重要となっており、一方で児童サービスはサービス対象者の児童の減少もあり、高齢者サービスやヤングアダルトサービスなど、他のライフステージのサービスと同程度に位置づけが相対的に低下している。前述の司書課程を履修する学生の1年間に履修登録できる単位数の上限が制限される中で、司書課程の必修単位の増は履修学生の負担が大きいと考える。

4 司書の雇用情勢

都留文科大学の司書課程では2015年頃から資格履修者が減少している。その要因を推測する中で、司書の雇用情勢や待遇が報道され司書資格取得の意欲が減少しているのではないかと推測した。大学で資格を取るうえで出口となる雇用情勢は履修学生にとっても、講義担当教員にとっても重要なファクターである。

都留文科大学では年間数名の公務員試験合格による司書採用者がいる。他大学に比しても多いのではないかと考えている。しかし司書資格を取得して図書館関係の職に就くときにもっとも数の多いパターンは、会計年度雇用職員等での図書館採用である。また会計年度雇用職員としての仕事量が多く、卒業後公務員試験の対策が取れない場合長期間にわたって会計年度雇用職員として勤務している学生も存在する。この数年は団塊世代の定年退職などにより比較的活発な雇用情勢であるが、公共図書館の職員数や人件費が抑制される中で狭き門となっている状況は変わらない。資格を取ったとしても待遇のいい職に就けないのであれば資格取得の意欲は下がってしまう。このような公共図書館での雇用情勢に対しては繰り返し問題が報道されており、学生の進路設計の中で司書資格取得に対して悪影響がある。司書資格は公共図書館で専門的業務をおこなうための資格であるが、多くの大学図書館や学校図書館職員も図書館

で勤務するための基礎的資格として資格取得者の採用をしている。このような状況をもっと学生に情報提供する必要性を感じている。

5 現行司書養成課程への意見

ここまで都留文科大学を主な実例とした現行司書養成課程の現状と課題、公共図書館の変化、司書の雇用情勢について概観をした。報告の最後に現行司書養成課程に対して意見を述べたい。

現行司書養成課程は都留文科大学では2012年度入学生から始まっており、2022年現在で10年経過している。前回の司書養成改定の検討や移行期間などを見ると、5年程度の期間が必要なのではないかと考える。仮に準備検討期間を5年程度とすると、2023年度から検討をはじめたとして次の司書養成課程が開始されるのは現行課程の開始時から15年程度経過した時点と想定される。現在社会のICTの発展スピードや、出版の動向、社会変化のスピードなどと比較すると、15年という間隔は長いと考える。まず図書館界の中で司書資格課程の見直しを目標とした意見集約や研究を始めてもいいタイミングなのではないかと思う。

次にカリキュラムの単位数である。司書資格の必修単位数や資格取得の単位数は増え続けている。しかし大学での単位数取得の実質化、厳格化の中でこれ以上取得のための単位数を増やすと、学部での資格取得が困難になるのではないかと危惧する。現在の日本における司書の雇用情勢や待遇を見ると、諸外国のような学部卒業後のコース化というのもふさわしい出口を用意できない恐れが強い。適切な必修科目の取舍選択とOJTや就職後の義務研修制度などと合わせて単位数を検討する必要がある。

必修科目の構成については、現在必修科目となっている児童サービス論について再検討の必要性がある。まず内容について児童サービスと同様に今後はヤングアダルトサービスや高齢者サービ

スなどのライフステージに合わせたサービスが重要であり、未就学期のみを主たる対象としたサービス論は課題がある。現行は2単位の必修科目であるがライフステージに合わせたサービスの概論として選択必修化や単位数の減なども案である。

一方で、新しい科目としてインクルージョン社会に対応した科目として、図書館利用に障害がある利用者へのサービスについて学ぶことを目的した科目が必要ではないかと考える。公共図書館においては合理的配慮が義務付けられており、大学図書館や学校図書館においても生徒や学生の特性に合わせてのサービスをおこなわなければならない。また高齢者へのサービスや入院患者など幅広い利用者が対象となるサービスであるため、独立した科目を学ぶ必要がある。課題は担当教員の確保であり、公共図書館において障害者サービスなどを担当した実務者と研究者との協働での開講なども検討すべきである。

次に、公共図書館や大学図書館等において地域資料の収集や管理、デジタルアーカイブなどが進んでいる。書誌データなどが充実している一般の資料と違い、地域資料や貴重資料は各図書館で目録や分類をおこなう必要があり、デジタルアーカイブではメタデータ作成をおこなう必要がある。そのためには資料の選択や保存、組織化などにおいて専門的知識が求められている。特にデジタルアーカイブされた資料データを、大量の情報の中から利用者が発見するためには情報組織化の作業が重要である。これからの図書館、特に市町村立の図書館で、電子図書館などを都道府県立図書館が開始した場合に、市町村立図書館の重要な役割として各地域という場所と結びついた地域資料の収集、整理、保存が必要である。また小中学校での地域学習の子供向け資料が少ないので、これらの資料を作ることに地域の公共図書館や博物館が連携する必要があると考え、そうすると地域資料の整理（目録ではない）の知識は今後必要である。現在の司書課程では専門資料論が科目表からなくなっており、地域資料の扱いやデジタルアーカイブ

ブについては図書館情報資源概論や情報資源組織論の一部で触れているが、地域資料の収集、整理、保存についてはもっと言及を増やす必要があると考える。

図書館サービス概論ではMLA連携などについて触れている部分もあるが具体的な内容に乏しく記述も少ない。また多くの時間が貸出や閲覧など従来の来館サービスに割かれており、これから重要になっていくと考えられる、複合館を前提としたサービスや地域活動の拠点としてのサービス、非来館サービスの概要や課題について詳述する必要があると感じている。図書館サービス史や資料提供サービスの内容を簡略化する必要性を検討すべきである。

現行では図書館制度・経営論として、図書館に関する法令や図書館法については図書館制度・経営論で扱っているが、図書館制度は図書館の役割や社会的役割を明文化したものであり、図書館概論の中で扱う必要があるのではないかと。図書館概論では場としての図書館や人口減少社会の中で公共図書館の福祉的役割などについても言及が必要であろう。

情報サービス演習および図書館情報資源概論では、非来館サービスを念頭としてオンラインでの情報サービスの演習や、電子書籍、電子図書館サービスについて学修できる内容が必要である。

この意見は公共図書館の専門職員としての司書資格の在り方だけでなく、大学図書館や学校図書館で共通する課題の解決などを見込んでいる。司書資格は実質として各種図書館で勤務するための基礎資格となっている。しかし、現在の大学の教育課程の中で単位や科目を増やすことは困難であり、職場で必要な最低限の知識やスキルを身につけることも難しいのではないかと。大学での司書課程や司書講習だけでなく、図書館勤務後の義務研修やOJTの評価で最終的な司書資格として認定するなどの制度も一考すべきである。

本論は、2022年9月におこなった報告およびシンポジウムでの議論を踏まえ、改めて論として

まとめたものである。次頁より当日のスライド資料を再掲する。

当日報告の参考文献

1. これからの図書館の在り方検討協力者会議. “司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）（平成21年2月）”. 文部科学省. https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf, (参照 2023-04-29)

本論作成時の引用文献

2. “令和4年 情報通信に関する現状報告の概要”. 令和4年度情報通信白書 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/html/nb0000000.html>, (参照2023-04-29)
3. 日向良和. 生涯学習施設としての公共図書館：「体験」は図書館サービスなのか. 都留文科大学研究紀要. 2017, (86), p.161-173.

Japanese Librarianship Curriculum Issues: Social changes around the library as a background

Yoshikazu HINATA

Tsuru University,
3-8-1 Tahara, Tsuru-shi, Yamanashi-ken 402-8555 Japan

Keywords: Japan Librarianship curriculum, Revision of curriculum, Tsuru University Librarianship program

司書養成の現状と課題 図書館を取り巻く社会の変化を ふまえて

大学図書館研究会
第53回全国大会シンポジウム
2022/09/19
都留文科大学 共通教育センター教授
日向良和



この作品はクリエイティブ・コモンズ
表示4.0国際ライセンスの下に提供
されています。

本日の内容

1. 司書養成の現状
2. 現カリキュラムの課題
3. 社会の変化と図書館
4. 雇用情勢
5. 司書資格課程の見直し?
6. 日向の個人的意見

司書養成の現状

- 直近の司書養成カリキュラムの改正
- 平成22年4月1日改正省令施行、平成24年度(2012年)入学生より完全適用
- “「図書館に関する科目」新旧比較表(平成24年4月1日～)”
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1330348.htm)

「図書館に関する科目」新旧比較表

<旧科目>			<新科目>				
No.	科目名	単位数	No.	区分	科目名	単位数	
必修科目	1	生涯学習概論	1		生涯学習概論	2	
	2	図書館概論	2	基礎科目	図書館概論	2	
			3		図書館情報技術論	2	
	3	図書館経営論	1		4	図書館制度・経営論	2
	4	図書館サービス論	2		5	図書館サービス概論	2
	5	情報サービス概論	2		6	情報サービス論	2
	6	児童サービス論	1	図書館サービスに関する科目	7	児童サービス論	2
	7	レファレンスサービス実習	1		8	情報サービス実習	2
	8	情報検索実習	1	9	図書館情報資源概論	2	
	9	図書館資料論	2	図書館情報資源に関する科目	10	情報資源概論	2
	10	専門資料論	1		11	情報資源検索実習	2
	11	資料組織概論	2				
12	資料組織実習	2					
選択科目	13	図書及び図書館史	1	選択科目 (2科目選択)	図書館基礎特論	1	
	13	資料特論	1		図書館サービス特論	1	
	14	コミュニケーション論	1		図書館情報資源特論	1	
	14	情報機器論	1		図書・図書館史	1	
			12		図書館施設論	1	
					図書館総合実習	1	
			13		図書館実習	1	

(14科目20単位)

(13科目24単位)

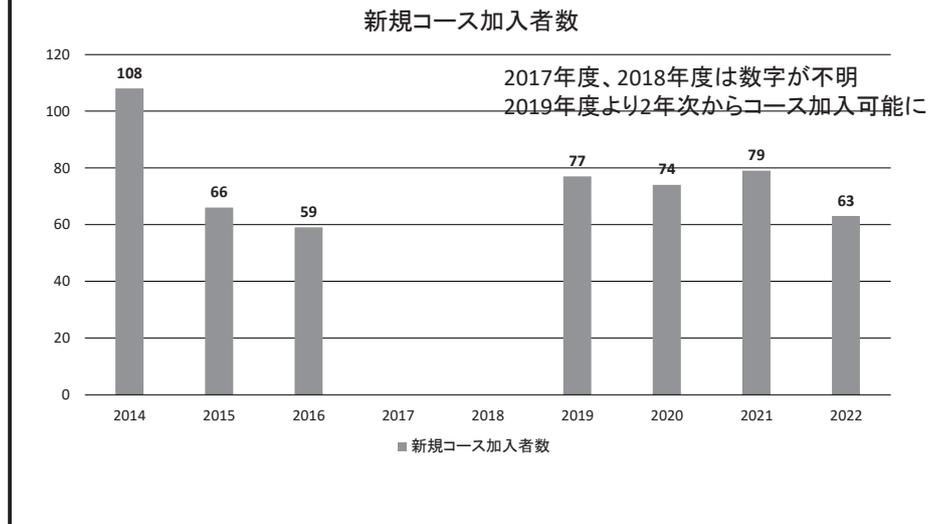
2012年カリキュラムのポイント

- 単位数の増加:20→24
- 1科目の単位数の増加:生涯学習論、図書館制度経営論、児童サービス論、情報サービス演習、情報資源組織演習
- 新規必修科目:図書館情報技術論(旧選択科目情報機器論)
- 削除された科目:専門資料論(図書館情報資源特論として移行する場合あり)
- 図書館実習の科目化(選択科目)

2012年カリキュラムのねらい

- コンピュータ、インターネットを利用したサービスへの対応(図書館情報技術論)
- レファレンス演習の強化(課題解決型図書館)
- 全般的に社会のニーズに図書館員が応えるための変化(専門資料論などの廃止)

都留文科大学の受講数



2022年度担当教員

- 概論科目は専任教員が担当（日向）
- 情報サービス論、情報資源組織論は専任教員が担当
- 演習科目、児童サービス論は非常勤講師に依頼
- 図書館情報技術論、各特論は非常勤講師に依頼し、夏冬の集中講義で開講
- シラバスについては基本的に2012年度作成のものを元に各先生にアレンジを依頼

都留大の教務上の課題

- 集中講義日程の重なり(資格間だけでなく学科科目、実習との重なり)
- 新規講義担当者の探索(児童サービス論)
- 単位実質化により、これ以上卒業に関係ない(学部、学科に組み込まれていない)資格科目の単位増は限界

公共図書館の役割の変化

- インターネット社会の急速な進展:インターネットからの情報が社会の情報利用の中心に
- 文化体験の場としての複合施設の増加
- MLA連携→より生涯学習の文脈の中での図書館:図書館の複合施設内での「機能化」

図書館サービスの变化

- インクルージョン社会への対応: 障害者差別解消法、読書バリアフリー法等
- 障害者へのサービスから、図書館利用への障害を排除するための活動へ
- ヤングアダルトサービス、高齢者サービスなど児童サービス以外のライフステージサービスの重要性→相対的に児童サービスの位置づけが下がる

司書の雇用情勢

- 都留文科大学では年間数名の公務員試験合格による司書採用者
- 正確な数は不明だが、図書館アルバイト(委託業者、自治体のアルバイト)、会計年度任用職員での勤務の人数が多い
- アルバイトや会計年度任用職員での勤務が長期になる学生もいる(公務員試験や採用試験の年齢制限もある)
- 大学図書館司書、学校司書としても一定数勤務

司書資格課程のみなおし？

- 現カリキュラムで10年経過
- 見直し検討期間(1年間程度)と省令改正(1年間程度)、移行期間(2年間程度)などを考えると、図書館界で意見の集約を始めてもいいタイミングなのではないか

日向の現カリキュラムへの意見

- 単位を増やすのは最低限に:もし単位を増やす必要があるのであれば、現在のような資格コースでの開講は困難。卒業単位化なども検討。もしくは専門職大学院化→ふさわしい出口がないのではないか
- インクルージョン社会に対応した科目設定:図書館利用に障害がある方へのサービスについて学ぶことを目的とした科目「図書館バリアフリーサービス論」(仮称)

日向の現カリキュラムへの意見②

- 児童サービス論の選択必修科目化: ヤングアダルトサービス、高齢者サービスなどとのバランスと、これまでのサービスの蓄積を考慮して
- 情報資源組織論もしくは演習での地域資料への言及、演習→一部専門資料論の復活
- 図書館サービス概論に複合館やMLA連携を軸とした内容、非来館サービスの内容を増やす→図書館サービス史、資料提供サービスなどの内容を減らす

日向の現カリキュラムへの意見③

- 図書館概論に制度論を統合、図書館の社会的役割の変化(例えば福祉的な役割の期待など)を盛り込む
- 情報サービス演習で非来館を前提とした演習をおこなう(中心となってい)
- 図書館情報資源概論では、電子書籍、電子図書館への言及を増やす

確認すべき資料

- これからの図書館の在り方検討協力者会議
「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について
(報告)」平成21年2月
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afie/ldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf)